

# 札幌市学校施設冷房設備整備事業

## 事業契約書（案）

●年●月●日

札幌市  
【事業者名】

## 札幌市学校施設冷房設備整備事業に関する事業契約書

- 1 事業名 札幌市学校施設冷房設備整備事業
- 2 事業場所 別紙1に記載の小学校、中学校その他の学校
- 3 事業期間 契約締結日の翌日から令和10年（2028年）3月31日まで
- 4 契約金額 ¥ -  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥ -)  
(ただし、その内訳金額は別紙2に記載するところによる。)  
ただし、契約の定めるところに従って金額の変更がなされた場合には、変更後の金額とする。
- 5 契約保証金 本事業契約第9条に定めるとおり。

札幌市学校施設冷房設備整備事業（以下「本事業」という。）について、本事業の発注者である札幌市（以下「市」という。）と【事業者の商号】（以下「事業者」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項による公正な、札幌市学校施設冷房設備整備事業に関する事業契約書（以下「本事業契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本事業契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年　月　日

市

住所 札幌市中央区北1条西2丁目  
代表者 札幌市長 秋元 克広

事業者

住所  
商号  
代表者

この仮契約は、市が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の議決を得たときに本契約となる。この場合において、当該議決がなされた日を本事業契約の締結日とし、当該日の翌日を事業期間の開始日とする。当該議決を得られなかつた場合は、この仮契約は無効とし、その場合において市は一切の責任を負わない。

年　月　日 議決

## 目 次

第1章 総則	1
第1条（契約の目的）	1
第2条（用語等の定義等）	1
第3条（事業の趣旨の尊重及び遵守事項）	1
第4条（規定の適用関係）	1
第5条（秘密の保持）	1
第6条（共通事項）	2
第2章 本事業の実施に関する事項	2
第7条（契約の期間）	2
第8条（事業の概要）	2
第9条（契約の保証）	2
第10条（権利義務の譲渡等）	3
第11条（事業者の責任）	4
第12条（整備計画）	4
第13条（事業実施場所の変更）	4
第14条（成果物及び本冷房設備の著作権）	4
第15条（第三者の知的財産権等の侵害）	5
第16条（選定企業の使用等）	5
第17条（選定企業の一括委任又は一括下請負の禁止）	6
第18条（各業務における第三者の使用等）	6
第19条（監視職員）	6
第20条（業績等の監視及び是正要求措置）	7
第21条（相殺）	7
第22条（遅延利息）	7
第23条（費用負担等）	7
第24条（租税公課の負担）	8
第25条（許認可の取得等）	8
第26条（保険の付保等）	8
第27条（関連業務等の調整）	8
第28条（条件の変更）	9
第29条（要求水準の変更）	9
第30条（要求水準の変更等による措置）	9
第31条（臨機の措置）	10
第32条（第三者に生じた損害）	10
第33条（法令変更による措置）	10

第34条（不可抗力による措置）	11
第35条（中断による措置）	11
第3章 各業務に関する事項	12
第1節 共通事項	12
第36条（各業務着手時の書類の提出）	12
第37条（要求水準の確認）	12
第38条（事業実施場所の使用等）	12
第39条（関係資料等の貸与）	13
第40条（近隣対策）	13
第41条（所有権移転等の遅延又は変更に伴う措置）	13
第42条（事前調査）	14
第43条（調査における第三者の使用等）	14
第44条（調査の管理）	14
第2節 設計業務	15
第45条（設計業務の実施）	15
第46条（設計業務の完了）	15
第3節 施工業務	15
第47条（施工業務の着手準備）	15
第48条（施工業務における体制の確認）	16
第49条（施工業務に関する施工計画書等）	16
第50条（施工業務の実施）	16
第51条（施工業務に関する書類の作成及び提出）	17
第52条（施工業務における中間確認）	17
第4節 工事監理業務	17
第53条（工事監理業務の実施及び管理）	17
第54条（工事監理業務に関する書類の作成及び提出）	18
第5節 本冷房設備の完成及び所有権移転業務の実施	18
第55条（完成等に係る許認可等の取得）	18
第56条（事業者による本冷房設備の完成検査）	18
第57条（市による本冷房設備の完成確認）	18
第58条（市による完成確認の通知）	19
第59条（所有権移転業務の実施）	19
第60条（跡請保証）	19
第61条（契約不適合責任）	19
第62条（施工業務による不具合の補修責任）	20
第4章 サービス対価の支払に関する事項	21
第63条（サービス対価の支払）	21

第64条（サービス対価の改定） .....	21
<b>第5章 本事業契約の解除及び終了に関する事項</b> .....	<b>21</b>
<b>第1節 解除権等</b> .....	<b>21</b>
第65条（市の解除権等） .....	21
第66条（本件対象校の統廃合等に伴う一部解除） .....	23
第67条（市の任意による解除） .....	23
第68条（事業者の解除権） .....	24
第69条（法令等の変更等又は不可抗力による解除） .....	24
<b>第2節 契約解除の効力</b> .....	<b>24</b>
第70条（事業者の帰責事由による契約解除の効力） .....	24
第71条（市の任意又は帰責事由による契約解除の効力） .....	25
第72条（法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力） .....	25
<b>第3節 本事業契約の終了</b> .....	<b>26</b>
第73条（期間満了による終了） .....	26
第74条（契約終了時等の事務） .....	26
第75条（保全義務） .....	26
第76条（関係資料等の返還） .....	26
第77条（関係書類の引渡し等） .....	26
<b>第6章 表明保証及び誓約</b> .....	<b>27</b>
第78条（事業者による事実の表明保証及び誓約） .....	27
第79条（市による事実の表明保証） .....	27
<b>第7章 雜則</b> .....	<b>27</b>
第80条（本事業契約の変更） .....	27
第81条（準拠法及び裁判管轄） .....	28
第82条（解釈） .....	28
<b>別紙1 事業場所（本件対象校）</b> .....	<b>I</b>
<b>別紙2 契約金額の内訳</b> .....	<b>VII</b>
<b>別紙3 用語の定義</b> .....	<b>VIII</b>
<b>別紙4 事業者が付す保険</b> .....	<b>XII</b>
<b>別紙5 保証書の様式</b> .....	<b>XIII</b>
<b>別紙6 サービス対価の算定及び支払方法</b> .....	<b>XV</b>
<b>別紙7 不可抗力による費用分担</b> .....	<b>XVII</b>

## 第1章 総則

### (契約の目的)

第1条 本事業契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項について定めることを目的とする。

### (用語等の定義等)

第2条 本事業契約において用いられる用語の定義は、別紙3の用語の定義に定めるところによる。

2 本事業契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本事業契約の各条項の解釈に影響を与えない。

### (事業の趣旨の尊重及び遵守事項)

第3条 事業者は、本事業が小中学校等の普通教室等に冷房設備等の整備を行うものであり、公共性を有することを十分に理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重する。

2 市は、本事業が民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫により、効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

3 市及び事業者は、本事業契約の履行にあたり、日本国の法令等を遵守する。

4 事業者は、事業契約書等に従い、善良なる管理者の注意義務をもって、本事業を実施しその他本事業契約上の義務を履行する。

### (規定の適用関係)

第4条 事業契約書、入札説明書等及び提案書の記載内容に矛盾又は相違がある場合には、事業契約書、入札説明書等、提案書の順に優先して適用される。

2 事業契約書又は入札説明書等それぞれの書類間で矛盾又は相違があるとの疑義が生じた場合は、市は、事業者と協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定する。

3 第1項の規定にかかわらず、事業契約書等（提案書を除く。）と提案書の内容に差異がある場合には、提案書に記載された提案内容が要求水準書に記載された要求水準を上回るときに限り、提案書が優先して適用される。

### (秘密の保持)

第5条 市及び事業者は、本事業契約の内容、本事業契約に関する協議の内容及び本事業に関して本事業契約の相手方当事者より書面により開示を受けた情報であって当該開示の時点において秘密として管理されているものにつき、本事業契約の相手方当事者の事前の承諾を得ずして第三者に開示せず、かつ本事業契約の目的以外の目的には使用しない。ただし、市若しくは事業者が司法手続若しくは法令等に基づき開示する場合、又は市若しくは事業者が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーや本事業に融資等を行う金融機関等に対し本事業契約と同等の秘密保持義務を課して開示する場合はこの限りでない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。

(1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本事業契約上の義務違反によることなく公知となった情報

(2) 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報

(3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報  
(共通事項)

- 第6条 本事業契約に定める意思表示等は、書面により行わなければならない。
- 2 本事業契約の履行に関して市及び事業者間で用いる言語は、日本語とする。
  - 3 本事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
  - 4 本事業契約に基づく金銭債務の額は、円を最低額の単位として算定し、当該単位に満たない端数はこれを切り捨てる。
  - 5 本事業契約の履行に関して市及び事業者間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
  - 6 本事業契約の履行に関する期間の定めについては、特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び会社法（平成17年法律第86号）の定めるところによる。
  - 7 本事業契約の履行に関して市及び事業者間で用いる時刻は日本標準時とする。
  - 8 本事業契約で定められている法令等が改正（新たな制定を含む。）された場合には、当該改正された法令等が本事業契約に適用される。

## 第2章 本事業の実施に関する事項

(契約の期間)

第7条 本事業契約は、その締結日からその効力を生じ、理由の如何を問わず本事業契約が終了した日又は令和10年（2028年）3月31日のいずれか早い方の日に終了する。

(事業の概要)

第8条 本事業は、事業契約書等に定める次の各号に掲げる業務、これらの業務の実施に係る資金調達及びこれらに付随し、又は関連する一切の業務により構成されるものとする。

- (1) 設計業務
  - (2) 施工業務
  - (3) 工事監理業務
  - (4) 所有権移転業務
- 2 事業者は、事業契約書等及び整備計画に従って、本件対象校の本件対象室において、本冷房設備の整備を行い、各所有権移転予定日に市に本件対象校毎に本冷房設備を引き渡す。

(契約の保証)

第9条 事業者は、本事業契約締結後速やかに、市に対して、本事業契約締結日から全ての本冷房設備の所有権移転日までの間、以下の各号に掲げるいずれかの保証を付きなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

- (3) 各業務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証
  - (4) 各業務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) 各業務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額(これに係る消費税及び地方消費税額を含む。以下、本条において同じ。)の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 事業者は、第1項第3号に掲げる保証を付す代わりに、設計企業、施工企業、工事監理企業及び所有権移転企業の全部又は一部をして、本事業契約締結日から全ての本冷房設備の所有権移転が完了するまでの間、契約金額の10分の1以上を保証金額とする、各業務の不履行により生じる事業者による損害金の支払を保証する銀行又は市が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証を付せしめることができる。
- 5 事業者は、第1項第4号に掲げる保証を付す代わりに、設計企業、施工企業、工事監理企業及び所有権移転企業の全部又は一部をして、本事業契約締結日から全ての本冷房設備の所有権移転日までの間、契約金額の10分の1以上を保証金額とする、各業務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付せしめることができる。
- 6 事業者は、第1項第5号に掲げる履行保証保険契約を締結する代わりに、設計企業、施工企業、工事監理企業及び所有権移転企業の全部又は一部をして、本事業契約締結日から全ての本冷房設備の所有権移転が完了するまでの間、契約金額の10分の1以上を保証金額又は保険金額とする事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結せしめることができる。
- 7 事業者は、前4項の場合において、自己の費用負担により、当該保証契約、当該履行保証保険契約又は当該公共工事履行保証証券の締結又は発行後速やかに、当該保証金請求権又は当該各保険金請求権に第65条第4項の違約金支払債務及び第70条第2項の違約金支払債務を被担保債務とする質権を市のために設定する。
- 8 契約金額に変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、事業者は、保証の額の減額を請求することができる。(権利義務の譲渡等)
- 第10条 事業者は、市の事前の承諾を得た場合を除き、本冷房設備、本事業契約上の地位又は本事業契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡若しくは承継し、又は担保の目的に供し、又はその他の方法による処分をしてはならない。
- 2 事業者は、市の事前の承諾を得た場合を除き、選定企業を変更してはならない。
- 3 市は、選定企業、再受任者又は下請負人が、事業者の経営若しくは本事業の安定性を阻害し、又は本事業に関与することが適当でない者となった場合には、事業者に当該者との契約を解除するよう求めることができる。

(事業者の責任)

第 11 条 事業者は、本事業契約において別途規定されている場合を除き、事業契約書等に従い本事業を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、本事業を適正かつ確実に実施し、本事業の実施に係る一切の責任を負う。

2 前項において、事業者は、市の責めに帰すべき事由、法令等の変更等又は不可抗力による場合を除き、本事業契約上のいかなる責任をも免れず、事業者の責めに帰すべき事由があったものとして、本事業契約上の責任を負う。

3 本事業契約に別途規定されている場合を除き、市の本事業に関する確認若しくは立会又は事業者から市に対する報告、通知若しくは説明を理由として、事業者はいかなる本事業契約上における事業者の責任をも免れず、当該確認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、市は何ら責任を負担しない。

(整備計画)

第 12 条 事業者は、本事業契約の締結後 30 日以内に、事業契約書等に基づき、本事業契約の締結日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日までの整備計画を作成し、市に提出するとともにその確認を受ける。

2 事業者は、本事業を整備計画に従い実施し、整備計画に基づく工程の管理を、自らの責任において、適正に行わなければならない。

3 事業者は、整備計画について変更を希望する場合には、速やかに市に当該変更後の整備計画を提出し、承諾を受けなければならない。

4 市は、事業者が本件対象校に係る本件工事に着手するまで、当該本件対象校の整備年度の変更を求めることができる。この場合、事業者は、市と協議のうえ、当該協議内容に従って整備計画を変更するものとする。

(事業実施場所の変更)

第 13 条 本件対象校の統廃合等により、事業実施場所を変更する必要が生じた場合には、事業者は、市の指示に従い、事業実施場所を変更するものとする。

(成果物及び本冷房設備の著作権)

第 14 条 成果物及び本冷房設備が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当する場合には、同法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利の帰属は、同法の定めるところによる。

2 市は、成果物及び本冷房設備について、市の裁量により利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本事業契約の終了後も存続する。

3 事業者は、市が、成果物及び本冷房設備を次の各号に掲げるところにより利用をすることができるようになければならず、自ら又は著作権者（ただし、市が事業者に提供した著作物の著作権者を除く。以下、本条において同じ。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利行使し、又はさせてはならない。

(1) 著作者名を表示せずに成果物の全部若しくは一部又は本冷房設備の内容を自ら公表若しくは広報に使用し、又は市が認めた公的機関をして公表若しくは広報に使用させること。

- (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
  - (3) 本冷房設備の完成、移設、修繕等のために必要な範囲で市又は市の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
  - (4) 本冷房設備を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
  - (5) 本冷房設備を移設し、修繕若しくは模様替えにより改変し、取り壊すこと。
- 4 事業者は、自ら又は著作権者をして、第1項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 5 事業者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をなしてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (1) 成果物及び本冷房設備の内容を公表すること。
  - (2) 本冷房設備に事業者の実名又は変名を表示すること。
  - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(第三者的知的財産権等の侵害)

第15条 事業者は、本事業契約の履行にあたり、第三者の有する知的財産権等を侵害しないこと並びに本冷房設備及び事業者が市に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを、市に対して保証する。

- 2 事業者が、本事業契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権等を侵害する場合又は本冷房設備若しくは事業者が市に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、事業者は、事業者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害により生じた損害を補償及び賠償し、市が指示する必要な措置を行う。ただし、事業者の当該侵害が、市の特に指定する工事材料又は施工方法等を使用したことに起因する場合には、この限りでない。

(選定企業の使用等)

第16条 事業者は、各業務を、以下の各号に定める選定企業に委任し、又は請け負わせるものとし、各業務の全部又は一部を選定企業以外の第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- (1) 設計業務： [ ]
- (2) 施工業務： [ ]
- (3) 工事監理業務： [ ]
- (4) 所有権移転業務： [ ]

- 2 事業者は、事業契約書等において定める業務（各業務を除く。）の全部又は一部を選定企業に委任し、又は請け負わせることができる。
- 3 事業者は、選定企業に委任又は請け負わせる契約において、選定企業をして、本事業契約に基づいて事業者が負うべき秘密保持義務と同等の義務を負わせる。
- 4 事業者は、第1項及び第2項の定めるところにより各業務又は事業契約書等に定める業務（各業務を除く。）を選定企業に委任し若しくは請け負わせるときは、本事業契約締結日から10開庁日以内に、市に対し、当該業務の委任又は請負に係る契約の一覧を書面により通知し、当該業務の委任又は請負に係る契約の締結前に、当該契約書案を市に対して提出し、市の書面による承諾を得なけ

ればならない。また、当該業務の委任又は請負に係る契約の締結日から 10 開庁日以内に、当該契約書の写しを市に提出しなければならず、当該契約書の内容を変更しようとするときも同様とする。

5 市は、前項に定める業務の委任又は請負に係る契約の内容が事業契約書等に適合しないと認める場合には、事業者に対し、当該契約の変更その他の方法による是正をさせるよう求めることができる。

6 事業者は、選定企業の使用に関する一切の責任を負い、選定企業の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

7 事業者は、前項に定める場合のほか、選定企業をその当事者又は関係者とする紛争、訴訟等に起因して、本事業契約に定める業務が遅延した場合その他の増加費用及び損害の一切を負担及び賠償しなければならない。

(選定企業の一括委任又は一括下請負の禁止)<sup>1</sup>

第 17 条 事業者は、自ら若しくは設計企業、工事監理企業又は所有権移転企業をして、設計業務、工事監理業務又は所有権移転業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせてはならない。

2 事業者は、施工企業が事業者から受任し、又は請け負った建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の適用対象となる本件工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合にあっては、同法第 22 条第 3 項に規定する承諾を行ってはならない。

(各業務における第三者の使用等)

第 18 条 事業者は、選定企業をして、各業務<sup>2</sup>のうち前条に該当しないと認められる部分を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、当該業務の委任又は請負に係る契約締結予定日の 7 日前までに、市に対し、当該第三者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該業務の委任又は請負内容を提示し、市の承諾を得なければならない。また、当該契約の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 市は、前項に定める業務の委任又は請負に係る契約の内容が事業契約書等に適合しないと認める場合には、事業者に対し、選定企業をして、当該契約の変更その他の方法による是正をさせるよう求めることができる。

3 事業者は、各業務の実施又は事業契約書等に定める業務（各業務を除く。）に係る再受任者又は下請負人の使用に関する一切の責任を負うものとし、これらの責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

(監視職員)

第 19 条 市は、監視職員を置いたときは、その日から 14 日以内に、その氏名を事業者に通知する。また、監視職員を変更したときも変更した日から 14 日以内に、その氏名を事業者に通知する。

2 監視職員は、本事業契約の他の条項に定めるもの及び本事業契約に基づく市の権限とされる事項のうち、市が必要と認めて監視職員に委任する次の各号に掲げる権限を有する。

<sup>1</sup> 事業者が担当する業務に応じて適宜修正する。

<sup>2</sup> 事業者が担当する業務に応じて適宜修正する。

- (1) 本事業の適正かつ確実な実施についての事業者に対する意思表示等
  - (2) 事業者により提供される本事業の実施に係る要求水準の達成状況の監視
  - (3) 本事業契約の義務の履行に係る本事業の実施状況の監視
  - (4) 事業者の財務状況及び選定企業との契約内容の監視
  - (5) 事業者が作成及び提出した資料の確認
- 3 市は、2人以上の監視職員を置き、前項に掲げる権限を分担させた場合には、それぞれの監視職員の有する権限の内容を事業者に通知する。また、前項各号に定める事項以外の本事業契約に基づく市の権限の一部を監視職員に委任した場合には、当該委任した権限の内容を事業者に通知する。
- 4 市が監視職員を置いた場合には、本事業契約に定める市に対する意思表示等は、監視職員を経由して行う。この場合において、監視職員に書面が到達した日をもって市に到達したものとみなす。
- 5 市が監視職員を置かない場合には、本事業契約に定める監視職員の権限は、市に帰属する。
- 6 事業者は、監視職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められる場合には、市に対して、その理由を明示した書面により、監視職員の変更等の必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 7 市は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る措置について決定し、その結果について請求を受けた日から7日以内に事業者に通知しなければならない。

(業績等の監視及び是正要求措置)

- 第 20 条 事業者は、事業契約書等の定めがある場合又は市の請求があるときは、自らの業績等を確認し、市に説明及び報告をしなければならない。
- 2 市は、前項の事業者の報告によるほか、必要に応じて実地にて確認を行い、本事業に関する業績等の監視を行う。
- 3 市は、前2項の結果、本事業に関して業務不履行があった場合は、是正要求措置をとる。

(相殺)

- 第 21 条 市は、本事業契約に基づいて生じた事業者に対する債権及び債務を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。

(遅延利息)

- 第 22 条 市又は事業者が、本事業契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、当該未払発生時における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方に支払わなければならない。
- (費用負担等)

- 第 23 条 事業者による本事業の実施その他本事業契約上の義務の履行に必要な一切の費用は、サービス対価及び本事業契約において市が負担する義務を負うと規定されている費用を除き、すべて事業者が負担する。

- 2 事業者による本事業の実施その他本事業契約上の義務の履行に必要な事業者の資金の調達は、本事業契約において市が負担する義務を負うと規定されている費用を除き、すべて事業者が自らの責任と費用で行う。

3 市は、本事業契約において別途規定されている場合を除き、事業者に対する保証、出資、その他資金調達に対する財政上又は金融上の支援を行わない。

4 事業者は、市が本事業のために国の補助金・交付金（学校施設環境改善交付金を含むがこれに限られない。）を申請する場合には、当該補助金・交付金の申請その他の手続につき必要な協力をを行う。

（租税公課の負担）

第 24 条 本事業契約及び本事業に関連して生じる租税公課は、本事業契約において別途規定されている場合を除き、すべて事業者が負担する。

（許認可の取得等）

第 25 条 事業者は、本事業を実施するために必要となる一切の許認可の取得又は届出の提出を自らの責任及び費用負担により行わなければならない。ただし、市が許認可の取得又は届出をする必要がある場合には、市は必要な措置を講じ、当該措置について事業者に協力を求めた場合には、業務上の著しい負担及び過大な費用が発生しない限り、事業者はこれに応じる。

2 事業者は、前項ただし書きに定める場合を除き、本事業を実施するために必要な許認可の取得又は維持に関する責任及び損害（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。）を負担する。

3 市は、前2項に定める事業者による許認可の取得若しくは維持又は届出の提出について、事業者から協力を要請された場合には、法令等の範囲内において必要に応じて協力する。

4 事業者は、本事業の実施に係る許認可等の取得に関する書類を作成し、提出したものについては、その写しを保管し、本事業の終了時に市に提出する。

5 事業者は、本事業の実施に係る許認可等の原本を保管し、市の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付き写しを市に提出する。

（保険の付保等）

第 26 条 事業者は、自らの責任と費用負担により、本事業に関して、別紙4に定める保険に加入しなければならない。

2 事業者は、前項にかかわらず、自らの責任と費用負担により、本事業の実施に必要となる保険に加入することができる。

3 事業者は、自らが保険契約者であるか否かを問わず、前各項による保険に関する証券及び保険約款（特約がある場合には、当該特約に関する書類を含む。）又はこれらに代わるものと、それらの保険契約締結後直ちに市に提示し、原本証明付き写しを提出しなければならない。

（関連業務等の調整）

第 27 条 事業者は、市が本件対象校に関して個別に発注する第三者の施工する工事が、本事業の業務遂行上密接に関連する場合は、第三者の行う工事の円滑な施工に協力し、その施工に必要な調整を行う。

2 事業者は、前項における関連業務等が実施される場合、関連業務等を実施する第三者及びその使用人等に関する一切の責任を負わない。ただし、事業者による調整が不適当と認められる場合はこの限りではない。

(条件の変更)

第 28 条 事業者は、本事業を実施するにあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を市に通知し、市の確認を受けなければならない。

- (1) 入札説明書等を構成する各書類の内容が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く）。
- (2) 入札説明書等の誤謬があること。
- (3) 事業実施場所の条件について入札説明書等に示された自然的又は人為的な条件と実際の現場が一致しないこと。
- (4) 入札説明書等で明示されていない事業実施場所の条件について、予期することができない特別な状態が生じたこと。

2 市は前各号に掲げる事実が確認された場合において、事業者と協議のうえ、その対応方法を定める。この場合、市は、必要があると認められるときは、要求水準の変更の内容を事業者に通知して、要求水準の変更の協議をしなければならない。

3 市は、事業者が市との協議の結果に従い第1項各号に掲げる事実に対応するために本事業契約の履行のための追加の費用を要するときは、合理的な範囲で当該追加費用を負担するものとし、事業者に本事業契約の履行のための費用の減少が生じるときは、サービス対価を減額する。なお、事業者に追加費用が発生する場合、事業者は、当該追加費用を最小限とするように努めなければならない。

(要求水準の変更)

第 29 条 市は、要求水準の変更が必要であると認めるときには、要求水準の変更内容を記載した書面を事業者に通知し、その変更を請求することができる。この場合において、事業者は、市から当該書面を受領した日から 14 日以内に、市に対して、当該変更に伴う措置、本冷房設備の所有権移転の遅延の有無、サービス対価の変動の有無を検討し、市に通知するとともに市と協議を行う。

2 市又は事業者は、技術革新等によりサービス対価の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるときは、相手方に対してサービス対価の減額方法を通知し、当該方法の採用の可否について協議を行う。

3 前2項における市と事業者との間における協議が調わない場合は、市が合理的な変更内容を定め、事業者に通知するものとし、事業者はこれに従わなければならない。

(要求水準の変更等による措置)

第 30 条 事業者は、前条第1項に定める変更の請求により、当該変更に伴う措置を検討するにあたり、本冷房設備の所有権移転の遅延又はサービス対価の増加が予想される場合には、これらの遅延の期間及び費用の増加が最小限となるように対応策を検討し、市に通知するとともに市と協議しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により、要求水準の変更がなされる場合は、市が当該変更による合理的な増加費用を負担し、事業者との協議により当該合理的な増加費用の金額及び支払方法を定める。また、当該変更により本冷房設備の所有権移転の遅延が避けられない場合は、市が事業者と協議のうえ、所有権移転予定日を変更できる。

- 3 法令等の変更等又は不可抗力により、要求水準の変更がなされる場合は、当該変更による合理的な増加費用に関しては第33条第4項又は第34条第3項がそれぞれ適用される。また、当該変更により本冷房設備の所有権移転の遅延が避けられない場合は、市が事業者と協議のうえ、所有権移転予定日を変更できる。
- 4 法令等の変更等又は不可抗力により、要求水準の変更がなされる場合で、当該変更により事業者の費用が減少するときには、第33条第5項又は第34条第4項がそれぞれ適用される。
- 5 要求水準の変更がなされる場合で、設計図書の変更が必要な場合には、事業者は、速やかに必要な範囲内で、設計図書を変更する。

(臨機の措置)

第31条 事業者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合、必要があると認めるときは、事業者は、あらかじめ市の意見を聴かなければならぬ。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合において、事業者は、当該措置の内容を直ちに市に報告しなければならない。
- 3 市は、災害防止その他本事業に関連して特に必要があると認められるときは、事業者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、事業者がサービス対価の範囲において負担することが明らかに適当でないと認められる部分については、市が負担する。

(第三者に生じた損害)

第32条 事業者は、本事業の実施に関して第三者に損害を及ぼした場合（通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、大気汚染、水質汚染、悪臭又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を含む。）には、直ちに市に報告し、当該第三者に対して、当該損害を賠償する。

- 2 前項で規定された第三者の損害に関して市が当該第三者に対して金銭を支払った場合には、事業者は、当該金銭に相当する金額を市に対して補償する。
- 3 事業者が本事業に関して市の責めに帰すべき事由により第三者が被った損害を賠償する法令等上の義務を負った場合には、市は、事業者が当該賠償義務を負ったことにより事業者に生じた合理的な増加費用を負担する。

(法令変更による措置)

第33条 市及び事業者は、法令等の変更等により、本事業契約若しくは要求水準の変更が必要になる場合又は本事業の実施に関する費用が増加する場合は、速やかにその内容の詳細を相手方当事者に通知する。

- 2 前項の通知が送付された場合、市及び事業者は、本事業契約若しくは要求水準の変更又は増加費用の負担等について協議する。なお、この場合において、事業者は、法令等の変更等又はこれに伴う本事業契約若しくは要求水準の変更による本事業の実施に関する費用の増減について、市に申し出なければならない。
- 3 当該法令等の変更等の公布日から60日以内に前項の協議が調わない場合は、市が合理的な範囲での対応方法を事業者に通知し、事業者はこれに従わなくてはならない。なお、この場合における

増加費用の負担については第4項による。

- 4 本事業契約の締結後において、法令等の変更等により、本事業の実施に関して事業者に合理的な増加費用が発生した場合には、次の各号に定めるとおりとする。ただし、消費税等の税率変更により増加費用の負担が発生した場合には、次の各号にかかわらず市が当該費用を負担する。
  - (1) 本事業、市が実施するPFI事業又は市が所有する冷房設備の整備に、特別に又は類型的に影響を及ぼす法令等の変更等の場合には、市が当該増加費用を負担する。
  - (2) 前号に該当しない法令等の変更等の場合には、事業者が当該増加費用を負担する。
- 5 市は、法令等の変更等により本事業に係る事業者の費用が減少すると合理的に見込まれる場合には、合理的な金額の範囲内でサービス対価を減額することができる。
- 6 市は、法令等の変更等により本冷房設備の所有権移転の遅延が避けられない場合には、事業者と協議のうえ、所有権移転予定日を変更する。
- 7 第1項から第6項までの規定は、法令等の変更等により事業者が本事業を継続することが不能となったと市が判断する場合又は市が本事業の継続に過分の費用を要する場合において、市が第69条に基づき、第72条に規定する措置をとることを妨げるものではない。

(不可抗力による措置)

- 第34条 市及び事業者は、不可抗力により本事業契約に基づく義務の全部又は一部の履行ができなくなつたときは、その内容の詳細を速やかに相手方当事者に通知する。この場合、当該通知を行つた者は、当該不可抗力が発生した日以降、当該不可抗力により履行不能となった義務について、本事業契約に基づく履行義務を免れる。ただし、当該通知を行つた本事業契約の当事者は、当該不可抗力により本事業契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。
- 2 事業者は、不可抗力により本事業に関して事業者に合理的な増加費用が発生した場合には、当該不可抗力の内容の詳細及びそれに伴う増加費用の詳細を通知し、当該増加費用の負担等について市と協議することができる。
  - 3 市及び事業者は、前項の協議の結果を踏まえ、本事業契約の締結後において、不可抗力により本事業の実施に関して事業者に発生した合理的な増加費用を別紙7に規定された負担割合に応じて負担する。
  - 4 市は、不可抗力により本事業に係る事業者の費用が減少すると合理的に見込まれる場合には、合理的な金額の範囲内でサービス対価を減額することができる。
  - 5 市は、不可抗力により本冷房設備の所有権移転の遅延が避けられない場合には、事業者と協議のうえ、所有権移転予定日を変更する。
  - 6 第1項から第5項までの規定は、不可抗力により事業者が本事業を継続することが不能となったと市が判断する場合又は市が本事業の継続に過分の費用を要する場合において、市が第69条に基づき、第72条に規定する措置をとることを妨げるものではない。

(中断による措置)

- 第35条 市は、合理的に必要があると認めた場合には、その理由を事業者に通知したうえで、本事業の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。
- 2 市は、前項により、本冷房設備の所有権移転の遅延が避けられない場合には、事業者と協議のう

え、所有権移転予定日を変更する。ただし、前項に定める一時中止が事業者の責めに帰すべき事由によるときは所有権移転予定日を変更しない。

- 3 第1項に定める一時中止が市の責めに帰すべき事由による場合に、事業者に発生する合理的な増加費用については、市がこれを負担する。
- 4 第1項に定める一時中止が事業者の責めに帰すべき事由による場合に、事業者に発生する増加費用については、事業者がこれをすべて負担する。
- 5 第1項に定める一時中止が法令等の変更等又は不可抗力によるときには、当該一時中止に関して事業者に発生する合理的な増加費用に関しては第33条第4項又は第34条第3項がそれぞれ適用される。

### 第3章 各業務に関する事項

#### 第1節 共通事項

(各業務着手時の書類の提出)

第36条 事業者は、設計業務に着手する前に要求水準書別紙3の1(1)に定める書類その他要求水準書で定める書類を、施工業務に着手する前に要求水準書別紙3の2(1)に定める書類その他要求水準書で定める書類を、工事監理業務に着手する前に要求水準書別紙3の3(1)に定める書類その他要求水準書で定める書類を、それぞれ作成し、市に提出するとともにその確認を受ける。

(要求水準の確認)

第37条 事業者は、設計業務に着手する前に、設計業務に係る業務水準チェックリストを作成して、市に提出するとともに確認を受ける。

- 2 事業者は、設計業務の完了にあたり、本件対象校ごとに、設計業務に係る業務水準チェックリストを作成して、市に提出するとともに確認を受ける。
- 3 事業者は、施工業務に着手する前に、施工業務に係る業務水準チェックリストを作成して、市に提出するとともに確認を受ける。
- 4 事業者は、施工業務の完了にあたり、本件対象校ごとに、施工業務に係る業務水準チェックリストを作成して、市に提出するとともに確認を受ける。
- 5 事業者は、工事監理業務に着手する前に、工事監理業務に係る業務水準チェックリストを、市に提出するとともに確認を受ける。
- 6 事業者は、工事監理業務の完了にあたり、本件対象校ごとに、工事監理業務に係る業務水準チェックリストを作成して、市に提出するとともに確認を受ける。

(事業実施場所の使用等)

第38条 事業者は、事業期間中、本事業の遂行に必要な範囲で、事業実施場所を無償にて使用することができる。ただし、事業者は、本件工事着手前に、市及び本件対象校に対し、本件対象校毎に事業実施場所の使用期間を明らかにしたうえで届出を行い、市及び本件対象校から使用についての承

諾を得なければならない。

- 2 事業者は、善良な管理者の注意義務をもって事業実施場所を使用する。
- 3 事業者は、各業務の実施にあたり、事業実施場所以外に仮設及び資機材置場等が必要な場合には、自らの責任と費用負担においてこれを確保しなければならない。
- 4 事業者が事業実施場所の維持保全につき費用（通常の必要費を含むが、これに限定されない。）を支出し、又は事業実施場所の改良のための費用若しくはその他の有益費を支出しても、市は当該費用を事業者に対して負担しない。

（関係資料等の貸与）

第39条 市は、事業者が求め、市が必要と認めた場合には、事業者が実施する事前調査（第42条第1項に定義する。以下同じ。）について、関係資料を事業者に貸与する。

- 2 貸与した関係資料の利用に係る一切の責任は、事業者が負担する。
- 3 事業者は、関係資料を善良な管理者の注意をもって管理し、当該関係資料の内容等に誤り、欠如及び不明瞭等の事実を発見した場合には、その旨を直ちに市に通知し、その確認を求めなければならぬ。
- 4 関係資料と事業者の調査結果との間に齟齬があつても、事業者が自ら事前調査して確認するものとし、市は責任を負わない。

（近隣対策）

第40条 事業者は、自らの責任と費用負担において、騒音、振動、臭気、有害物質の排出、光害、電波障害、粉塵の発生及び交通渋滞並びにその他本冷房設備の設置等により近隣住民の生活環境に与える影響を検討し、合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。なお、近隣住民への影響が見込まれる場合は、事前に本件工事の内容及び影響等について、近隣住民への周知を行うものとする。

- 2 前項に規定された近隣対策の実施について、事業者は、市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 3 市は、入札説明書等において事業者に提示した条件について、市の提示条件に対する近隣住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、当該増加費用を合理的な範囲内において負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については市が事業者との協議により定める。
- 4 前項以外の近隣住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、事業者が負担する。

（所有権移転等の遅延又は変更に伴う措置）

第41条 市の責めに帰すべき事由により、いずれかの本冷房設備の所有権移転が所有権移転予定日より遅延した場合には、市は、所有権移転予定日から所有権移転日までの期間（両日を含む。以下本条において同じ。）において、事業者が負担した合理的な増加費用を負担し、事業者との協議により当該増加費用の金額及び支払方法を定める。事業者は、当該増加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。この場合において、市は第22条に定める遅延利息を負担しない。

- 2 事業者の責めに帰すべき事由により、本冷房設備の所有権移転が所有権移転予定日より遅延した場合、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業者は、当該遅延による増加費用を負担するとともに、所有権移転予定日から所有権移転日までの期間について、所有権移転が遅延した本冷房設備に係るサービス対価に対して第 22 条に定める遅延利息の率を乗じ、年 365 日の日割り計算により得られる遅延利息を市に対して支払う。
  - (2) 当該遅延により市が国庫負担金を取得できなかった場合、事業者は、市に対し、前号の遅延利息等のほか、本冷房設備の施工の進捗の程度にかかわらず、当該遅延がなかったならば当該本冷房設備に關し交付されたはずの国庫交付金相当額及び当該遅延がなかったならば当該本冷房設備に關し起債された市債の元利償還金に対し講じられたはずの交付税措置相当額の違約金を支払うものとする。
- 3 法令等の変更等又は不可抗力事由により、本冷房設備の所有権移転が所有権移転予定日より遅延し、事業者に発生した合理的な増加費用に関しては、第 33 条第 4 項又は第 34 条第 3 項がそれぞれ適用される。

(事前調査)

- 第 42 条 事業者は、必要に応じて、自ら又は選定企業をして、各業務の実施に關係する調査（以下「事前調査」という。）を実施する。
- 2 事業者は、前項に定める事前調査又はその事前調査結果に係る一切の責任及び費用並びに当該事前調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担する。
  - 3 事業者は、第 1 項の規定に従って事前調査を行った結果、新たな事情が判明した場合（次条に規定するものを除く。）には、その対策費を負担する。
  - 4 事業者は、第 1 項の規定に従って事前調査を行った結果、本件対象校の既存建物に構造上の重大な欠陥が存在する等、事業実施場所が各業務の遂行に支障を來す状態にある場合（ただし、入札説明書等から合理的に予見できないものに限る。）により、事業者が本事業契約に従って本事業を履行することができない又は事業者が本事業を履行することができても事業者に著しい増加費用が発生することが判明した場合には、その旨を直ちに市に通知しなければならない。
  - 5 前項の場合において、当該本件対象校における本冷房設備の所有権移転の遅延が避けられない場合には、市は、事業者と協議のうえ、当該本件対象校における本冷房設備の所有権移転予定日を変更できる。また、市は、前項の場合において生じる合理的な範囲内の増加費用を負担する。

(調査における第三者の使用等)

- 第 43 条 事業者は、自ら又は選定企業をして事前調査の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、当該業務の委任又は請負に係る契約締結予定日の 7 日前までに、市に対し、当該第三者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を通知するとともに、当該契約の内容を提示し、市の確認を得なければならない。また、当該契約の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 2 事業者は、調査の実施に係る再受任者又は下請負人の使用に関する一切の責任を負うものとし、これらの責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何を問わず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

(調査の管理)

- 第 44 条 事業者は、当該調査に着手する前に、学校教育活動等に支障がないよう、市及び本件対象校

と十分協議を行うものとする。

2 事業者は、調査を終了したときは、調査報告書を作成し、市に提出するものとする。

## 第2節 設計業務

### (設計業務の実施)

第45条 事業者は、設計業務の実施期間にわたり設計計画書等及び設計に係る業務水準チェックリストに基づいて設計業務を実施するとともに、要求水準を達成していることを確認しなければならない。

2 事業者は、本件対象校の既存建物及び本件対象校周辺への影響が極力少なくなるように配慮して、設計業務を実施するとともに、本冷房設備の設置場所については市及び本件対象校と協議のうえ、市の指示に従う。

3 事業者は、設計業務を実施するにあたっては、その時期及び実施方法等について、事前に市及び対象校と十分に協議し学校教育活動等に支障がないよう留意しなければならない。

4 事業者は、設計業務に着手する前に、事業契約書等に従い、管理技術者及び設計担当者を設置させ、その氏名を市に通知するとともに、その承認を受ける。

5 市は、前項の管理技術者又は設計担当者がその設計業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

6 事業者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に市に通知しなければならない。

### (設計業務の完了)

第46条 事業者は、本件対象校における設計業務を実施し、これを完了した場合には、市に対し、要求水準書別紙3の1(3)で定める書類その他要求水準書に定める書類を市に提出してその確認を得なければならない。

2 市は、前項の書類を受領した場合には、当該書類の内容が、要求水準書及び提案書に適合するか否かを確認しなければならない。

3 市は、前項の確認の結果、書類の内容が要求水準書及び提案書に適合しないと認める場合には、事業者に是正を求めることができる。この場合、事業者は、自らの責任で速やかに是正を行い、前項の確認を受ける。

## 第3節 施工業務

### (施工業務の着手準備)

第47条 事業者は、施工企業との間で締結する請負契約において、施工企業が新たに整備する本冷房設備の所有権が事業者に原始的に帰属する旨の特約を付す<sup>3</sup>。

2 事業者は、本件工事に着手する前に、本件対象校毎に、施工業務の責任者である現場代理人を市

---

<sup>3</sup> 事業者が施工業務を担当する場合は修正。

に通知するとともに確認を得なければならない。なお、当該現場代理人については、各本件対象校における本冷房設備の所有権移転日までの間、病気、死亡、退職等の特別なやむを得ない場合を除き、変更を認めない。

- 3 事業者は、本件工事に係る事業者の権限の行使を現場代理人に委任させる。
- 4 事業者は、本件工事に着手する前に、本件対象校毎に、事業契約書等に従い、建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者を設置させ、その氏名を市に通知するとともに、その確認を受ける。なお、当該監理技術者又は主任技術者については、本件対象校毎における本冷房設備の所有権移転日までの間（工事種目を分離して工事を分担する場合には、当該部分に限る。）、病気、死亡、退職等の特別なやむを得ない場合を除き、変更を認めない。
- 5 事業者は、工事現場（工事占有道路、通路等施工に関連する合理的な範囲を含む。）の安全管理、警備等を、善良な管理者の注意をもって行う。  
(施工業務における体制の確認)

第48条 事業者は、建設業法第24条の8に基づき作成した本件工事に係る施工体制台帳及び施工体系図の写しを市に提出し、その内容を変更するときは、事前に市に通知するとともに、速やかに修正後の施工体制台帳及び施工体系図の写しを市に提出する。

- 2 市は、必要と認めた場合には、監理技術者又は主任技術者の配置の状況、その他本事業の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの確認を行うことができる。
- 3 市は、施工企業<sup>4</sup>が第18条の定めに基づいて使用する再受任者又は下請負人について、工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 事業者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について当該請求を受けた日から10日以内に市に通知しなければならない。

(施工業務に関する施工計画書等)

第49条 事業者は、本件工事に着手する前に、当該本件工事に関する施工計画書ほか要求水準書別紙3-2(1)に定める書類を作成のうえ、市に提出し確認を受ける。

- 2 事業者は、本件工事に着手した日から本冷房設備の所有権移転日までの間、前項の施工計画書等に変更が生じるときは、変更後の書類を市に提出し承諾を得なければならない。

(施工業務の実施)

第50条 事業者は、本件工事の実施期間にわたり、施工業務に係る業務水準チェックリスト及び前項に定める施工計画書に基づいて施工業務を管理し、設計図書に従いを実施するとともに、要求水準を達成していることを確認しなければならない。

- 2 事業者は、施工業務の実施にあたり発生した廃棄物の再資源化に努めるとともに、これを廃棄する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の関係する法令等を遵守しなければならない。
- 3 事業者は、前項に加え、フロン類を使用するものについては、フロン類の使用の合理化及び管理

---

<sup>4</sup> 事業者が施工業務を担当する場合は修正。

の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）その他の関係する法令等を遵守しなければならない。

- 4 事業者は、前 2 項につき、法令等に定められた書類の他、その実証状況を記録し、法令等に定められた期限があるときはその期限までに、それ以外のものは適時（ただし、市の要求がある場合は速やかに、）市に提出しなければならない。
- 5 事業者は、施工業務の実施にあたり、アスベストが存在することが判明した場合、市に報告のうえ、自らの責任及び費用において、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）その他の関係する法令等に従い施工するとともに、アスベストが使用されているものを処分するときは、第 3 項によるほか、上記法令等を遵守しなければならない。ただし、入札説明書等に明示されていないアスベストの処分に係る合理的な費用については市が負担する。
- 6 事業者は、施工業務の実施にあたり、新たに PCB 含有調査を行う場合は、結果を市に報告とともに、PCB 廃棄物が発生した場合には、市及び本件対象校の指示に従い、保管場所への敷地内運搬を行わなければならない。なお、PCB の処理等に係る費用は市の負担とし、調査費及び保管場所への敷地内運搬に要する経費については事業者の負担とする。

（施工業務に関する書類の作成及び提出）

第 51 条 事業者は、本件工事に係る施工業務の完成後、要求水準書に定める当該本冷房施設に係る施工業務の成果物を市に提出する。

（施工業務における中間確認）

第 52 条 市は、第 20 条第 2 項に定める業績等の監視において、事業者と協議により時期を定め、本件工事の主要な工程に係る工事の終了時に、書面によるほか実地における中間確認を実施することができる。市は、中間確認を実施する場合には、実施する日の 14 日前までに事業者に対して実施する旨を通知する。

- 2 市は、中間確認を実施することとしているにもかかわらず、中間確認を受けることなく次の工程の施工がされた場合又は工事の施工部分が要求水準書若しくは設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知し、当該施工部分を最小限度破壊して、確認することができる。
- 3 市は、中間確認の結果、工事の施工部分が要求水準書又は設計図書に適合しないと認められる場合には、事業者に対して是正を求めることができる。
- 4 市は、中間確認の内容及び結果の如何にかかわらず、中間確認を実施した事実をもって本件工事の全部又は一部についての責任を負わない。
- 5 事業者は、第 2 項の確認及び復旧に直接要する費用又は第 3 項の是正に要する費用を負担しなければならない。

#### 第 4 節 工事監理業務

（工事監理業務の実施及び管理）

第 53 条 事業者は、本件工事に着手する前に、本件対象校毎に、工事監理業務の責任者である工事監

理者を市に通知するとともに、確認を受ける。なお、当該工事監理者については、当該本件対象校における本冷房設備の所有権移転日までの間、病気、死亡、退職等の特別なやむを得ない場合を除き、変更を認めない。

2 事業者は、本件工事の実施期間にわたり、工事監理報告書を市に毎月提出するとともに確認を受ける。

(工事監理業務に関する書類の作成及び提出)

第 54 条 事業者は、本件工事に係る施工業務の完成後、要求水準書に定める当該本冷房施設に係る工事監理業務の成果物を市に提出する。

## 第5節 本冷房設備の完成及び所有権移転業務の実施

(完成等に係る許認可等の取得)

第 55 条 事業者は、自らの責任と費用負担において、本冷房設備の設備工事の完成に伴い必要となる一切の申請及び届出を行わなければならない。

(事業者による本冷房設備の完成検査)

第 56 条 事業者は、本件対象校毎に、本冷房設備及び各業務（所有権移転業務を除く。以下、本条から第 59 条において同じ。）に係る成果物について、事業者が合理的に必要又は適切と判断する完成検査を行う。この場合、事業者は、当該完成検査に先立つ 7 日前までに、当該完成検査の日程を市に対して通知する。

2 市は、前項の完成検査に立ち会うことができ、この場合、事業者は、市による当該立会を拒否できない。

3 事業者は、第 1 項の完成検査において、業務水準チェックリストにより本冷房設備及び各業務に係る成果物が要求水準書及び提案書に従い要求水準を達成していることの当否について検査し、業務水準チェックリストを添えて業務完了届を市に提出する。

(市による本冷房設備の完成確認)

第 57 条 市は、前条第 3 項に規定された完成届を受領した日から 14 日以内に、各業務が完了し、要求水準書及び提案書のとおり本冷房設備及び各業務に係る成果物が完成していることを確認する。なお、市は、必要に応じて、要求水準書及び提案書のとおり本冷房設備及び各業務に係る成果物が完成していることを事業者の立会のうえ、事業実施場所において確認することができる。

2 市は、前項の場合において、各業務の実施に疑義があると認められる場合には、その理由を事業者に通知して当該本冷房設備を最小限度破壊して確認することができる。なお、市は、当該確認の実施を理由として当該本件工事の全部又は一部についての責任を負担しない。

3 市は、第 1 項の確認の結果、本冷房設備又は各業務に係る成果物について要求水準書及び提案書を満たさないと判断した場合には、事業者に対してその是正を求めることができる。

4 事業者は、前項の請求を受けた場合には、自らの責任で速やかに是正を行い、第 1 項の確認を受ける。

5 事業者は、第 1 項の確認並びに第 2 項の確認及び復旧に直接要する費用、並びに前項の是正に要する費用を負担しなければならない。

(市による完成確認の通知)

第 58 条 市は、前条に定める確認の結果、本冷房設備及び各業務に係る成果物が要求水準書及び入札説明書等のとおり完成していることを確認した場合には、本冷房設備及び各業務に係る成果物についての完成確認の通知を事業者に対して行う。

2 市は、前条に定める確認の結果、本冷房設備及び各業務に係る成果物が要求水準書及び提案書のとおり完成していることを確認できない場合には、前条第3項の請求に対して事業者が是正の対応を行ったことをもって、確認を完了とすることができ、前項の定めに従う。なお、本条に規定する確認の完了は本冷房設備の本件工事に関する事業者の責任を免除するものではない。

(所有権移転業務の実施)

第 59 条 事業者が、前条に定める完成確認の通知を受けた後、当該月の末日をもって、本冷房設備及び各業務に係る成果物の所有権の移転が行われたものとみなし、市は、本冷房設備の所有権を取得する。

(跡請保証)

第 60 条 市は、前条第1項の規定による所有権移転を受ける場合、必要があると認めるときは、事業者に一定の期間跡請保証の誓約をさせることができる。

2 前項の規定により跡請保証をさせる場合、事業者は市の定める保証金を納付しなければならない。

3 事業者は、第1項の規定により跡請保証をしたときは、その期間内に義務を履行しなければならない。

4 市は、跡請保証期間満了後、事業者の立会いのもとに検査を行い、検査に合格したときは、事業者に跡請保証金を返還しなければならない。

5 事業者が、第3項の義務を履行しないときは、跡請保証金は市に帰属する。

(契約不適合責任)

第 61 条 市は、本冷房設備又は各業務に係る成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」といい、契約不適合の本冷房設備又は各業務に係る成果物を「不適合目的物」という。）であるときは、事業者に対し、不適合目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、事業者は、市に不相当な負担を課するものでないときは、市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市は、その不適合の程度に応じてサービス対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにサービス対価の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 不適合目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその

時期を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 事業者は、第1項に定める不適合目的物の修補を完了したときは、市による確認を受ける。
- 5 市は、第59条の規定による所有権が移転された不適合目的物に関し、所有権移転日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、サービス対価の減額の請求又は契約の解除（以下、本条において「請求等」という。）をすることができない。
- 6 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 7 市が第5項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、本項及び第10項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、市が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。
- 8 市は、第5項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 9 前4項の規定は、契約不適合が事業者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用しない。
- 10 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 11 市は、不適合目的物の所有権移転の際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 12 契約不適合が市の指図により生じたものであるときは、市は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、事業者がその材料又は指図等の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 13 事業者は、施工企業をして、市に対し、前条の跡請保証に基づく請求等、本条による請求及び次条による請求等の履行をなすことについて保証させるべく、本事業契約締結後速やかに、大要別紙5の様式による保証書を差し入れる<sup>5</sup>。

（施工業務による不具合の補修責任）

第62条 施工業務の実施により、事業実施場所、事業実施場所に設置されている本冷房設備以外の設備等又は本件対象校の建物等に不具合（以下「不具合」という。）が生じたときには、市は事業者に対し、当該不具合を補修させるよう請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該毀損又は不具合が市又は教職員、生徒、保護者その他の学校の使用者の責めに帰すべき事由により発生したものである場合には、この限りでない。

2 市は、第59条の規定による当該不具合が生じた本件対象校での本冷房設備の所有権の移転を受けた日から2年以内でなければ、当該不具合を理由とした補修の請求又は損害賠償の請求をするこ

---

<sup>5</sup> 事業者が施工業務を担当する場合は削除する。

とができない。

3 前項の規定は、不具合が事業者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用しない。

## 第4章 サービス対価の支払に関する事項

### (サービス対価の支払)

第63条 市は、本件対象校毎に、第59条に基づく所有権移転が行われたときは、別紙6により、サービス対価を事業者に支払う。なお、支払の期限日が閉庁日の場合はその直前の開庁日までに支払う。

### (サービス対価の改定)

第64条 事業者は、市及び事業者が必要と定める時期までに、別紙6の定めるところにより、物価変動に応じたサービス対価の改定を行うためにサービス対価を再計算し、市にサービス対価の内訳書の再計算結果を提出し、市の確認を受ける。

2 市は、前項の再計算結果に基づいてサービス対価を変更し、事業者との間で本事業契約の契約金額の変更を行う。

## 第5章 本事業契約の解除及び終了に関する事項

### 第1節 解除権等

#### (市の解除権等)

第65条 市は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 事業者に関して、特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する倒産手続開始の申立（日本国外における同様の申立を含む。）があつたとき、事業者の取締役会若しくはその他の権限ある機関で当該申立を決議したとき又はこれらの手続が開始されたとき。
- (2) 事業者が解散の決議を行い、又は解散命令を受けたとき。
- (3) 事業者が本事業の全部又は一部の遂行を放棄し、30日間以上当該状態が継続したとき。
- (4) 事業者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (5) 事業者が、本事業契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令等の違反をしたとき。
- (6) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約上の事業者の義務の履行が不能となったとき。
- (7) 公正取引委員会が、本事業に関し、選定企業に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定

する納付命令)が確定したとき。

- (8) 本事業に関し、選定企業又は選定企業の役員若しくは使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。
  - (9) 前2号に規定するもののほか、本事業に関し、選定企業又は選定企業の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
  - (10) 所有権が移転された本冷房設備に契約不適合がある場合において、その不適合が本冷房設備を除却したうえで再び工事をしなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
  - (11) 事業者が本冷房設備又は各業務の成果物の完成債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (12) 事業者の事業契約書等に基づく債務の一部の履行が不能である場合又は事業者が事業契約書等に基づく債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (13) 事業契約書等の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (14) 前各号に掲げる場合のほか、事業者がその債務の履行をせず、市が相当の期間を定めて催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき(正当な理由なく、第61条第1項に基づく履行の追完がなされないと(ただし、同条に定める請求等が可能な場合に限る。)を含む。)
  - (15) 事業者が、第68条によらないで本事業契約の解除を申し出たとき。
  - (16) 事業者が、本事業の実施において要求水準を達成できず、かつ、是正措置を講じても要求水準を達成することができないとき。
  - (17) 前各号に掲げる場合のほか、事業者の責めに帰すべき事由により事業者が本事業契約に違反し市が相当の期間を定めて催告をしても当該期間内に違反が解消されないと、又は事業者が本事業契約上の事業者の重大な義務を不履行したとき。
- 2 市は、事業者又は選定企業が以下のいずれかに該当する場合には、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 役員等(役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者等をいう。以下同じ。)が暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。本条において以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
  - (2) 暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 選定企業との契約その他の契約にあたり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 第1号から第5号のいずれかに該当する者を契約の相手方としていた場合(前号の場合を除く。)に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

3 市は、前2項の場合において、本事業契約の全部を解除する代わりに、事業者をして、本事業に係る事業者の本事業契約上の地位を、当該時点において市が選定した第三者（事業者に融資する者が選定し、市が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。この場合において事業者は、市が被った損害を賠償しなければならない。

4 事業者は、以下の各号に定める場合には、本事業契約の解除の有無にかかわらず、市の請求に基づき、それぞれ以下の各号に定める金額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならぬ。

- (1) 第1項第7号から第9号のいずれかの事由が生じた場合

    契約金額（これに係る消費税及び地方消費税額を含む。以下、本条において同じ。）（契約金額の変更があった場合には変更後の契約金額。次号において同じ。）の10分の2に相当する額

- (2) 第2項各号のいずれかの事由が生じた場合

    契約金額の10分の1に相当する額

5 市は、前項の場合において、第9条の保証金又はこれに代わる担保を違約金に充当することができる。なお、事業者が履行保証保険契約を締結している場合には、当該保険金請求権に設定した質権を実行することができる。

6 市は、第4項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を事業者に請求することができる。

7 第4項又は前項に基づき市が事業者に対して違約金又は損害賠償を請求する場合において、同一の事由に関して基本協定に基づき市が選定企業から受領した違約金又は損害賠償金があるときは、事業者は、選定企業が市に支払った合計金額を控除した額を支払えば足りるものとする。

（本件対象校の統廃合等に伴う一部解除）

第66条 本件対象校の統廃合等がなされる場合、市は、当該本件対象校における本冷房設備に係る本事業契約の一部を解除するものとする。

2 市は、前項の規定により本事業契約を解除したことによって事業者に損害を及ぼしたときは、事業者と協議して、その損害を合理的な範囲で賠償しなければならない。ただし、統廃合等の対象となった本件対象校に係る設計業務の着手前までに、市が事業者に当該本件対象校を本件対象校から除外する旨の通知をした場合は、この限りではない。

（市の任意による解除）

第67条 市は、前条による場合のほか、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合又はその他市が必要と認める場合には、180日以上前に事業者にその理由を書面にて通知することにより、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

2 市は、前項の規定により本事業契約を解除したことによって事業者に損害を及ぼしたときは、事

業者と協議して、その損害を合理的な範囲で賠償しなければならない。

(事業者の解除権)

第 68 条 事業者は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、本事業契約を解除することができる。

- (1) 第 35 条による本件工事の中止期間が工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 180 日を超える場合には、180 日）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合には、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 90 日を経過しても、なおその中止が解除されないと。
- (2) 市が本事業契約に従って支払うべきサービス対価を、支払期限到来後 60 日を過ぎても支払わないとき。
- (3) 市が本事業契約に違反し、その違反によって本事業契約の履行が不能となったとき。

(法令等の変更等又は不可抗力による解除)

第 69 条 市は、法令等の変更等又は不可抗力により、次の各号の一に該当する事態に至った場合には、事業者との協議のうえ、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 事業者による本事業の継続が不能又は著しく困難なとき。
  - (2) 事業者が本事業を継続するために、市が過分の費用を要するとき。
- 2 市は、前項の場合において、事業者と協議のうえ、本事業契約の全部を解除する代わりに、事業者をして、本事業に係る事業者の本事業契約上の地位を、当該時点において市が選定した第三者（事業者に融資する者が選定し、市が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

## 第2節 契約解除の効力

(事業者の帰責事由による契約解除の効力)

第 70 条 市は、本事業契約の締結日から全ての本冷房設備の所有権移転までの間に、第 65 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかにより本事業契約の全部又は一部を解除する場合には、以下の各号の措置をとる。

- (1) 市は、事業者に対して本事業契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本事業契約の全部又は一部を解除する。
  - (2) 市は、第 59 条に基づく所有権移転が完了した本冷房設備について、契約解除通知日においてサービス対価の未払がある場合には、第 63 条に従って当該未払のサービス対価を支払う。
  - (3) 市は、工事中の本冷房設備の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分について事業者より引渡しを受け、その所有権を取得及び保持する。
  - (4) 市は、前号に定める所有権を保持したうえで、当該出来形部分に相応する代金（これにかかる消費税等を含む。）を市が定めた期日までに一括して支払う。
- 2 事業者は、前項の場合（第 65 条第 4 項各号に定める場合を除く。）において、契約金額（これに係る消費税及び地方消費税額を含む。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として、市から契約解除の通知を受けてから直ちに市へ支払わなければならない。
- 3 市は、前項の場合において、第 9 条の保証金又はこれに代わる担保を違約金に充当することがで

きる。なお、事業者が履行保証保険契約を締結している場合には、当該保険金請求権に設定した質権を実行することができる。

- 4 市は、第2項に定める違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を事業者に請求することができる。

(市の任意又は帰責事由による契約解除の効力)

第71条 事業者が、本事業契約の締結日から全ての本冷房設備の所有権移転までの間に、第68条により本事業契約を解除する場合には、市に対して本事業契約を解除する旨を通知し、本事業契約を解除する。

- 2 市は、本事業契約の締結日から全ての本冷房設備の所有権移転までの間に第67条又は第68条により市又は事業者が本事業契約を解除した場合において、次の各号に掲げる措置をとる。

- (1) 市は、第59条に基づく所有権移転が完了した本冷房設備について、契約解除通知日においてサービス対価の未払がある場合には、第63条に従って当該未払のサービス対価を支払う。
- (2) 市は、工事中の本冷房設備の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分について事業者より引渡しを受け、その所有権を取得及び保持する。
- (3) 市は、前号の所有権を保持したうえで、当該出来形部分に相当する代金（これにかかる消費税等を含む。）を市が定めた期日までに一括して支払う。

- 3 市は、前項に定める本事業契約の解除に関して事業者に発生する合理的な増加費用を負担するものとし、市は、事業者と協議のうえ、当該合理的な増加費用の金額及び支払方法を定める。

(法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力)

第72条 市は、本事業契約の締結日から全ての本冷房設備の所有権移転までの間に、第69条第1項により本事業契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

- (1) 市は、事業者に対して本事業契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本事業契約の全部又は一部を解除する。
  - (2) 市は、第59条に基づく所有権移転が完了した本冷房設備について、契約解除通知日においてサービス対価の未払がある場合には、第63条に従って当該未払のサービス対価を支払う。
  - (3) 市は、工事中の本冷房設備の出来形部分並びに関連する設計業務及び工事監理業務の成果を検査し、当該検査に合格した部分について事業者より引渡しを受け、その所有権をすべて取得及び保持する。
  - (4) 市は、前号の所有権を保持したうえで、当該出来形部分に相応する代金（これにかかる消費税等を含む。）を市が定めた期日までに一括して支払う。
- 2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本事業契約の解除に関して事業者に発生する合理的な増加費用の負担に関しては、第33条第4項又は第34条第3項がそれぞれ適用されるものとし、市は、事業者と協議のうえ、その支払方法を定める。

### 第3節 本事業契約の終了

(期間満了による終了)

第 73 条 本事業契約は、本事業契約において別途規定されている場合を除き、令和 10 年（2028 年）3 月 31 日をもって終了する。

(契約終了時等の事務)

第 74 条 市は、理由の如何を問わず本件対象校の所有権移転が終了したときは、所有権移転の終了した日から 10 日以内に、事業実施場所の現況を確認することができる。この場合において、事業実施場所に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときには、市は事業者に対してその修補を請求することができる。

2 事業者は、前項の請求を受けた場合は、自らの費用と責任において速やかに修補を行うとともに当該修補の完了後に速やかにその旨を市に通知しなければならない。この場合において、市は、当該通知を受領した日から 10 日以内に修補の完了の検査を行う。

3 事業者は、理由の如何を問わず本件対象校の所有権移転が終了したときは、事業実施場所に、事業者又は選定企業が所有し、又は管理する材料、器具、仮設物その他の物件がある場合には、当該物件等を直ちに撤去するとともに原状回復を行い、市の確認を受ける。

4 市は、前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件等の撤去をせず、又は原状回復を行わないときには、市が事業者に代わって当該物件等の処分又は原状回復を行うことができる。この場合において、事業者は、市の処分又は原状回復について異議を申し出ることはできず、市の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

5 本事業契約終了時の手続に関する諸費用等は、第 67 条又は第 68 条に係る本事業契約終了の場合を除き、すべて事業者が負担する。

6 事業者は、本事業契約終了後も、本条に規定する事務が終了するまでは、解散してはならず、存続しなければならない。

(保全義務)

第 75 条 事業者は、契約解除通知日から第 70 条第 1 項第 3 号、第 71 条第 2 項第 2 号及び第 72 条第 1 項第 3 号による所有権移転のときまで、本冷房設備の出来形部分又は本冷房設備について必要な維持保全に努めなければならない。

(関係資料等の返還)

第 76 条 事業者は、理由の如何を問わず本事業契約を終了したときに、関係資料又は貸与図面等の貸与を受けている場合は、当該関係資料又は貸与図面等を市に返還しなければならない。

2 事業者は、前項の場合において、関係資料又は貸与図面等が事業者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損している場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第 77 条 事業者は、理由の如何を問わず本事業契約を終了したときは、設計図書その他本事業に関し事業者が作成した一切の書類のうち、市が合理的に要求するものを、市に対して引き渡す。

2 市は、前項により事業者から引渡しを受けた設計図書その他の書類について、本事業契約の存続

の有無にかかわらず利用する権利及び権限を有する。

## 第6章 表明保証及び誓約

### (事業者による事実の表明保証及び誓約)

第 78 条 事業者は、市に対して、本事業契約の締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、それらがいずれも真実かつ正確であることを保証する。

- (1) 事業者は、日本法の下で適法に設立され、有効に存続する株式会社であり、本事業契約を締結し、本事業契約に基づく義務を履行するために必要な権利能力及び行為能力を有していること。
- (2) 事業者による本事業契約の締結及び履行に関して、事業者に対し適用のある法令等、事業者の定款その他の社内規則上必要とされる事業者の一切の手続が有効に履践されており、これらの手続に関する違反がないこと。
- (3) 事業者による本事業契約の締結及び本事業契約に基づく義務の履行が、事業者に適用のある法令等に違反せず、又は事業者が当事者であり、若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に反しないこと。
- (4) 本事業契約上の事業者の義務は、適法、有効かつ法的に拘束力のある事業者の義務であり、かつ本事業契約の各規定に従って事業者に対して執行可能であること。

### (市による事実の表明保証)

第 79 条 市は、事業者に対して、本事業契約の締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、それらがいずれも真実かつ正確であることを保証する。

- (1) 市は本事業契約を締結し、本事業契約に基づく義務を履行するために必要な権利能力及び行為能力を有していること。
- (2) 市による本事業契約の締結及びその履行に関して、市に対し適用のある法令等及び市の内規上必要とされる一切の手續が有効に履践されており、これらの手續に関する違反がないこと。
- (3) 市による本事業契約の締結及び本事業契約に基づく義務の履行が、市に適用のある法令等に違反せず、又は市が当事者であり、若しくは市が拘束される契約その他の合意に反しないこと。
- (4) 本事業契約上の市の義務は、適法、有効かつ法的に拘束力のある市の義務であり、かつ本事業契約の規定に従って市に対して執行可能であること。

## 第7章 雜則

### (本事業契約の変更)

第 80 条 本事業契約（別紙を含む。）の変更は、市及び事業者の書面による合意によらない限り、効

力を生じない。

(準拠法及び裁判管轄)

第 81 条 本事業契約は、日本国の法令等に準拠し、これに従って解釈される。

2 本事業契約に関する紛争又は訴訟については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(解釈)

第 82 条 本事業契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、市は事業者と協議のうえ、これを定める。

別紙1 事業場所（本件対象校）

1 小学校の対象校（一部中学校との併設校を含む）

No	学校名	対象室数 (予定)	所在地	備考
1	中央小学校	42	札幌市中央区大通東6-12	
2	山鼻小学校	23	札幌市中央区南14条西10丁目1	
3	幌西小学校	30	札幌市中央区南10条西17丁目1-1	
4	桑園小学校	33	札幌市中央区北8条西17丁目	
5	円山小学校	34	札幌市中央区北1条西25丁目1-8	
6	二条小学校	29	札幌市中央区南2条西15丁目	
7	緑丘小学校	33	札幌市中央区南10条西22丁目3-1	
8	盤渓小学校	8	札幌市中央区盤渓226	
9	宮の森小学校	25	札幌市中央区宮の森4条6丁目2	
10	大倉山小学校	17	札幌市中央区宮の森3条13丁目6-20	
11	資生館小学校／星友館中学校	33	札幌市中央区南3条西7丁目	
12	北九条小学校	28	札幌市北区北9条西1丁目1	
13	幌北小学校	23	札幌市北区北19条西2丁目1-1	
14	白楊小学校	21	札幌市北区北24条西7丁目	
15	屯田小学校	22	札幌市北区屯田7条6丁目2-2	
16	新川小学校	26	札幌市北区新川5条15丁目1-1	
17	篠路小学校	22	札幌市北区篠路4条9丁目3-1	
18	光陽小学校	21	札幌市北区新琴似5条11丁目4-1	
19	新陽小学校	23	札幌市北区北27条西14丁目1-1	
20	新琴似北小学校	22	札幌市北区新琴似11条6丁目1-1	
21	新川中央小学校	18	札幌市北区新川3条3丁目2-1	
22	新琴似西小学校	21	札幌市北区新琴似11条15丁目1-5	
23	新琴似南小学校	20	札幌市北区新琴似1条3丁目1-1	
24	篠路西小学校	25	札幌市北区篠路5条2丁目2-1	
25	屯田南小学校	21	札幌市北区屯田5条4丁目6-1	
26	百合が原小学校	24	札幌市北区百合が原6丁目5-1	
27	屯田北小学校	20	札幌市北区屯田9条3丁目4-1	
28	北光小学校	17	札幌市東区北12条東6丁目1-1	
29	札幌小学校	16	札幌市東区伏古1条2丁目1-31	
30	丘珠小学校	17	札幌市東区丘珠町593	
31	札苗小学校	22	札幌市東区東苗穂7条2丁目3-1	

No	学校名	対象室数 (予定)	所在地	備考
32	栄小学校	18	札幌市東区北42条東10丁目2-3	※
33	中沼小学校	10	札幌市東区中沼町73	
34	北園小学校	22	札幌市東区北25条東4丁目3-1	
35	元町小学校	35	札幌市東区北25条東17丁目1-1	※
36	本町小学校	18	札幌市東区本町2条7丁目1-30	
37	栄西小学校	21	札幌市東区北39条東4丁目1-1	
38	栄北小学校	21	札幌市東区北47条東6丁目1-1	
39	元町北小学校	21	札幌市東区北31条東14丁目1-1	
40	栄東小学校	21	札幌市東区北46条東13丁目1-1	※
41	東光小学校	20	札幌市東区本町2条1丁目2-32	
42	栄南小学校	23	札幌市東区北37条東20丁目3-1	※
43	伏古小学校	17	札幌市東区伏古8条5丁目2-1	※
44	開成小学校	23	札幌市東区北21条東21丁目3-1	※
45	栄町小学校	20	札幌市東区北36条東13丁目3-1	※
46	栄緑小学校	16	札幌市東区北51条東10丁目1-1	※
47	伏古北小学校	19	札幌市東区伏古11条1丁目2-10	※
48	東橋小学校	17	札幌市白石区菊水8条1丁目3-25	
49	白石小学校	24	札幌市白石区本通1丁目北4-1	
50	大谷地小学校	25	札幌市白石区本通18丁目南1-1	
51	本郷小学校	20	札幌市白石区南郷通10丁目南3-1	
52	南郷小学校	31	札幌市白石区本郷通4丁目南3-1	
53	本通小学校	20	札幌市白石区平和通9丁目南1-1	
54	東札幌小学校	24	札幌市白石区東札幌4条5丁目4-20	
55	北郷小学校	30	札幌市白石区北郷4条5丁目1-1	
56	東白石小学校	21	札幌市白石区本通14丁目南6-1	
57	北白石小学校／北白石中学校	51	札幌市白石区北郷6条3丁目5-1	
58	西白石小学校	15	札幌市白石区中央3条5丁目2-22	
59	北都小学校	18	札幌市白石区北郷3条11丁目7-1	
60	幌東小学校	18	札幌市白石区菊水6条3丁目2-65	
61	南白石小学校	14	札幌市白石区南郷通2丁目南6-35	
62	菊水小学校	18	札幌市白石区菊水元町2条3丁目2-14	
63	川北小学校	28	札幌市白石区川北4条2丁目2-1	
64	信濃小学校	23	札幌市厚別区厚別中央4条3丁目6-1	
65	小野幌小学校	21	札幌市厚別区厚別東2条4丁目5	

No	学校名	対象室数 (予定)	所在地	備考
66	共栄小学校	20	札幌市厚別区厚別南2丁目21	
67	もみじの丘小学校	13	札幌市厚別区もみじ台東4丁目5-1	
68	もみじの森小学校	16	札幌市厚別区もみじ台西3丁目4-1	
69	ノホロの丘小学校	19	札幌市厚別区上野幌2条4丁目5-1	
70	月寒小学校	23	札幌市豊平区月寒西2条5丁目1-1	
71	平岸小学校	25	札幌市豊平区平岸2条14丁目1-28	
72	西岡小学校	24	札幌市豊平区西岡2条9丁目1-1	
73	中の島小学校	24	札幌市豊平区中の島2条1丁目1-22	
74	月寒東小学校	24	札幌市豊平区月寒東3条10丁目1-1	
75	羊丘小学校	20	札幌市豊平区月寒東1条16丁目3-1	
76	東山小学校	23	札幌市豊平区平岸4条11丁目6-1	
77	平岸西小学校	18	札幌市豊平区平岸1条15丁目2	
78	しらかば台小学校	22	札幌市豊平区月寒東4条18丁目10-43	
79	南月寒小学校	34	札幌市豊平区月寒西4条8丁目2-1	
80	福住小学校	25	札幌市豊平区福住3条5丁目1-1	
81	西岡南小学校	21	札幌市豊平区西岡4条12丁目7	
82	平岸高台小学校	18	札幌市豊平区平岸5条18丁目1-1	
83	清田小学校	21	札幌市清田区清田1条4丁目3-30	
84	有明小学校	8	札幌市清田区有明141-2	
85	三里塚小学校	19	札幌市清田区里塚2条6丁目7-1	
86	北野小学校	17	札幌市清田区北野3条2丁目10	
87	清田南小学校	22	札幌市清田区清田5条2丁目18-1	
88	北野平小学校	16	札幌市清田区北野2条3丁目7-1	
89	平岡中央小学校	26	札幌市清田区平岡5条3丁目9-1	
90	平岡公園小学校	25	札幌市清田区平岡公園東5丁目9	
91	簾舞小学校	9	札幌市南区簾舞1条4丁目2	
92	駒岡小学校	8	札幌市南区真駒内143	
93	澄川小学校	23	札幌市南区澄川5条4丁目1-1	
94	澄川西小学校	18	札幌市南区澄川2条5丁目7	
95	藻岩北小学校	16	札幌市南区川沿2条3丁目7-1	
96	藤野小学校	15	札幌市南区藤野2条7丁目7-1	
97	南の沢小学校	18	札幌市南区南沢3条2丁目18-1	
98	藤野南小学校	20	札幌市南区藤野4条6丁目26	
99	真駒内公園小学校	16	札幌市南区真駒内曙町2丁目1-1	

No	学校名	対象室数 (予定)	所在地	備考
100	石山緑小学校	20	札幌市南区石山1条4丁目2-1	
101	芸術の森小学校	19	札幌市南区常盤2条3丁目1-1	
102	琴似中央小学校	21	札幌市西区八軒7条東1丁目1-1	
103	手稲東小学校	23	札幌市西区西野4条3丁目7	
104	発寒西小学校	34	札幌市西区発寒5条7丁目1-2	
105	八軒小学校	20	札幌市西区八軒4条西1丁目1	
106	二十四軒小学校	20	札幌市西区二十四軒2条3丁目1-37	
107	発寒南小学校	20	札幌市西区発寒2条4丁目1-1	
108	西小学校	30	札幌市西区発寒7条13丁目2-1	
109	発寒東小学校	16	札幌市西区発寒15条2丁目2	
110	西野第二小学校	28	札幌市西区西野8条7丁目1-1	
111	手稲中央小学校	25	札幌市手稲区手稲本町3条2丁目6	
112	手稲西小学校	16	札幌市手稲区金山3条2丁目8-60	
113	手稲山口小学校	25	札幌市手稲区曙11条2丁目7-1	
114	富丘小学校	23	札幌市手稲区富丘1条6丁目4	
115	新発寒小学校	21	札幌市手稲区新発寒2条2丁目1115-307	
116	星置東小学校	28	札幌市手稲区星置2条1丁目6	

備考欄に※印のある対象校は、防衛施設周辺防音事業補助金交付を受けている学校です。

## 2 中学校の対象校

No	学校名	対象室数 (予定)	所在地	備考
117	柏中学校	17	札幌市中央区南21条西5丁目1-2	
118	中央中学校	25	札幌市中央区北4条東3丁目1-1	
119	中島中学校	14	札幌市中央区南12条西7丁目2-1	
120	啓明中学校	27	札幌市中央区南9条西22丁目2-1	
121	伏見中学校	21	札幌市中央区南16条西17丁目1	
122	宮の森中学校	14	札幌市中央区宮の森1条16丁目5	
123	北辰中学校	26	札幌市北区北18条西2丁目2	
124	新琴似中学校	21	札幌市北区新琴似7条4丁目1-1	
125	北陽中学校	24	札幌市北区北34条西7丁目3-1	
126	新川中学校	14	札幌市北区新川4条3丁目1	
127	屯田中央中学校	20	札幌市北区屯田6条8丁目1-1	
128	新川西中学校	17	札幌市北区新川4条15丁目1-1	

No	学校名	対象室数 (予定)	所在地	備考
129	上篠路中学校	12	札幌市北区篠路町上篠路116-14	※
130	屯田北中学校	23	札幌市北区屯田9条4丁目2	
131	美香保中学校	13	札幌市東区北17条東6丁目1	
132	北栄中学校	15	札幌市東区北33条東2丁目1-1	
133	札幌中学校	20	札幌市東区伏古8条1丁目1-28	※
134	東栄中学校	17	札幌市東区本町1条7丁目2-7	
135	栄中学校	23	札幌市東区北46条東6丁目1-1	
136	栄南中学校	22	札幌市東区北36条東16丁目1	※
137	元町中学校	18	札幌市東区北28条東20丁目1	※
138	丘珠中学校	11	札幌市東区丘珠町674	※
139	栄町中学校	21	札幌市東区北36条東14丁目1-1	※
140	幌東中学校	19	札幌市白石区菊水6条3丁目2	
141	柏丘中学校	23	札幌市白石区平和通8丁目北3-1	
142	東白石中学校	20	札幌市白石区南郷通15丁目北4-1	
143	米里中学校	17	札幌市白石区米里1条4丁目5-1	
144	もみじ台中学校	14	札幌市厚別区もみじ台西1丁目1	
145	厚別中学校	18	札幌市厚別区厚別東3条5丁目1-1	
146	厚別南中学校	20	札幌市厚別区大谷地東7丁目1	
147	平岸中学校	19	札幌市豊平区平岸1条21丁目3-1	
148	羊丘中学校	23	札幌市豊平区福住1条3丁目16	
149	東月寒中学校	18	札幌市豊平区月寒東3条18丁目1-72	
150	あやめ野中学校	13	札幌市豊平区月寒東3条11丁目15-1	
151	清田中学校	25	札幌市清田区清田3条3丁目7-1	
152	北野中学校	16	札幌市清田区北野2条3丁目7-30	
153	平岡中学校	21	札幌市清田区平岡2条5丁目4	
154	北野台中学校	12	札幌市清田区北野4条4丁目13-1	
155	真栄中学校	18	札幌市清田区美しが丘1条1丁目2	
156	平岡緑中学校	17	札幌市清田区平岡公園東9丁目11-1	
157	藻岩中学校	19	札幌市南区川沿7条3丁目4	
158	簾舞中学校	8	札幌市南区簾舞3条3丁目3-33	
159	常盤中学校	13	札幌市南区常盤2条2丁目21-1	
160	真駒内曙中学校	13	札幌市南区真駒内曙町2丁目1-2	
161	琴似中学校	27	札幌市西区山の手4条2丁目1	
162	陵北中学校	25	札幌市西区二十四軒2条3丁目1-23	

No	学校名	対象室数 (予定)	所在地	備考
163	八軒中学校	17	札幌市西区八軒8条西8丁目1-1	
164	手稻東中学校	21	札幌市西区西野2条5丁目3-1	
165	西陵中学校	17	札幌市西区発寒15条2丁目5	
166	西野中学校	19	札幌市西区西野8条7丁目5-1	
167	八軒東中学校	17	札幌市西区八軒2条東3丁目1-20	
168	手稻中学校	25	札幌市手稲区富丘3条5丁目2-1	
169	手稻西中学校	10	札幌市手稲区金山3条2丁目8-7	
170	新陵中学校	14	札幌市手稲区新発寒5条4丁目4-1	
171	星置中学校	21	札幌市手稲区星置3条5丁目13	

備考欄に※印のある対象校は、防衛施設周辺防音事業補助金交付を受けている学校です。

### 3 その他の対象校

No	学校名	対象室数 (予定)	所在地	備考
172	義務教育学校福移学園	11	札幌市東区中沼町240	
173	旭丘高等学校	32	札幌市中央区旭ヶ丘6丁目5-18	
174	新川高等学校	27	札幌市北区新川5条14丁目1-1	
175	平岸高等学校	27	札幌市豊平区平岸5条18丁目1-2	
176	清田高等学校	21	札幌市清田区北野3条4丁目6-1	
177	開成中等教育学校	27	札幌市東区北22条東21丁目1-1	

別紙2 契約金額の内訳

(※事業者提案を基に作成)

### 別紙3 用語の定義

本事業契約において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。なお、各用語は五十音順に列記している。

- (1) 「アドバイザー」とは、市又は事業者若しくは選定企業から、本事業の実施又は本事業の事業者選定手続等に関して業務を受任又は請け負った者をいう。
- (2) 「意思表示等」とは、本事業契約に関する市及び事業者間の意思表示、事実等の通知の総称をいう。
- (3) 「開庁日」とは、閉庁日以外の日をいう。
- (4) 「各業務」とは、設計業務、施工業務、工事監理業務及び所有権移転業務を個別に又は総称していう。
- (5) 「関係資料」とは、市が本事業契約の締結後に事業者に貸与する本件対象校の図面等の資料をいう。
- (6) 「監視職員」とは、事業者による本事業の適正かつ確実な履行を確保するために市の定めるところにより設置する市の職員をいう。
- (7) 「関連業務等」とは、本事業とは別に市が実施する業務等又は市が発注する第三者による工事及び業務で、本事業の業務遂行上密接に関連する工事及び業務をいう。
- (8) 「基本協定書」とは、市、構成員及び協力企業が●年●月●日に締結した札幌市学校施設冷房設備整備事業に関する基本協定書（別紙を含む。）をいう。
- (9) 「業績等」とは、事業者及び選定企業が実施する本事業における各業務の業績及び実施状況をいう。
- (10) 「業務水準チェックリスト」とは、設計業務、施工業務及び工事監理業務のそれぞれにつき、事業者が要求水準の確保を図るために、要求水準書及び提案書に従い業務が適切に実施されているかどうかを確認する方法と時期を記載したチェックリストをいう。
- (11) 「業務不履行」とは、市による業績等に関する監視の結果、事業者の帰責事由により要求水準を達成しないおそれがある、又は要求水準を達成していないと判断した状態をいう。
- (12) 「協力企業」とは、本事業に関する事業者選定手続において参加資格要件の確認を受け、各業務を構成員とともに事業者から直接受託又は請け負う者をいう。
- (13) 「契約解除通知日」とは、本事業契約の解除通知が通知の相手方に到達した日をいう。
- (14) 「工事監理企業」とは、工事監理業務を事業者から直接受任し、又は請け負う者をいう<sup>6</sup>。
- (15) 「工事監理業務」とは、要求水準書Ⅲにおいて定められる本件工事に対する工事監理に係る一切の業務及びその関連業務をいう。
- (16) 「再受任者」とは、本事業の実施に伴う各業務又は事業契約書等に定める業務（各業務を除く。）の一部を、事業者から直接受任を受けて業務を実施する選定企業から受任する者をいう。

---

<sup>6</sup> 事業者が工事監理業務を担当する場合は削除する。

- (17) 「サービス対価」とは、市が事業者に支払う本事業の実施による対価（これに係る消費税等を含む。）をいう。
- (18) 「事業期間」とは、本事業契約の締結日を開始日（同日を含む。）とし、理由の如何を問わず本事業契約が終了した日又は令和 10 年（2028 年）3 月 31 日のいずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。
- (19) 「事業契約書」とは、市と事業者が●年●月●日に締結した札幌市学校施設冷房設備整備事業に関する事業契約書（別紙を含む。）及びこれらに関する質問回答書をいう。
- (20) 「事業契約書等」とは、事業契約書、入札説明書等及び提案書の総称をいう。
- (21) 「事業実施場所」とは、本件対象室、室外の機器施工場所及びその他本事業を実施するにあたつて必要となる場所をいう。
- (22) 「事業年度」とは、事業期間中の4月1日から翌年の3月31日までの期間とし、初年度については、事業者の設立日から最初に到来する3月31日までとする。
- (23) 「下請負人」とは、本事業の実施に伴う各業務又は事業契約書等に定める業務（各業務を除く。）の一部を、事業者から直接請け負って業務を実施する選定企業から請け負う者をいう。
- (24) 「実施工程表」とは、工事の区分ごとに出来高予定曲線を記入した本件工事に係る工程表をいう。
- (25) 「所有権移転企業」とは、所有権移転業務を事業者から直接受任し、又は請け負う者をいう<sup>7</sup>。
- (26) 「所有権移転業務」とは、要求水準書のIVにおいて定められる本冷房設備の所有権移転に係る一切の業務及びその関連業務をいう。
- (27) 「所有権移転日」とは、事業者が各本冷房設備を市に実際に引き渡す日をいう。
- (28) 「所有権移転予定日」とは、事業者が事業契約書等に従って、整備計画において定める、本件対象校毎の本冷房設備を市に引き渡す予定の期日をいう。
- (29) 「消費税等」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める税をいう。
- (30) 「成果物」とは、要求水準書、市の要求その他本事業契約に基づき事業者が作成する設計図書その他の一切の書類、図面、写真等の総称をいう。
- (31) 「整備計画」とは、本事業の遂行に際して、事業者が要求水準書及び提案書に基づき策定する本事業全体の整備計画をいう。
- (32) 「整備年度」とは、整備計画に記載された各本件対象校において本件工事を実施する年度をいう。
- (33) 「施工企業」とは、施工業務を事業者から直接受任し、又は請け負う者をいう<sup>8</sup>。
- (34) 「施工業務」とは、要求水準書のIIIにおいて定められる本冷房設備の施工に係る一切の業務及びその関連業務をいう。
- (35) 「施工計画書」とは、要求水準書に定める施工計画書をいう。

<sup>7</sup> 事業者が所有権移転業務を担当する場合は削除する。

<sup>8</sup> 事業者が施工業務を担当する場合は削除する。

- (36) 「設計企業」とは、設計業務を事業者から直接受任し、又は請け負う者をいう<sup>9</sup>。
- (37) 「設計業務」とは、要求水準書のⅡにおいて定められる本冷房設備の設計に係る一切の業務及びその関連業務をいう。
- (38) 「設計計画書等」とは、要求水準書に定める設計計画書、設計業務体制表及び設計業務工程表を総称している。
- (39) 「設計図書」とは、本冷房設備の設計の内容を示す設計図書（設計図、設計計算書、工事積算数量算出書、工事積算数量調書、工事内訳書を含む。）をいい、その内容の詳細は要求水準書による。
- (40) 「選定企業」とは設計企業、施工企業、工事監理企業及び所有権移転企業の総称をいう<sup>10</sup>。
- (41) 「貸与図面等」とは、市が事業者に貸与する本冷房設備に係る図面及び資料をいう。
- (42) 「知的財産権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権の総称をいう。
- (43) 「提案書」とは、事業者が本事業の事業者選定手続において市に提出した本事業の実施に係る提案書類一式（市が当該提案書類一式の詳細を明確にするために、本事業契約の締結までに事業者に提出を求めた資料その他の情報を含む。）をいい、内容の明確化にあたり、市及び事業者が本事業契約の締結までに確認した事項を含む。
- (44) 「入札説明書等」とは、市が本事業の事業者選定手続において配布した一切の資料（要求水準書を含む。）及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- (45) 「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
- (46) 「不可抗力」とは、別紙 7 の定義による。
- (47) 「閉庁日」とは、札幌市の休日を定める条例（平成 2 年 6 月 15 日条例第 23 号）第 1 条に規定された市の休日をいう。
- (48) 「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断並びにその他公的機関の定めるすべての規定、判断、措置等をいう。
- (49) 「法令等の変更等」とは、本事業契約の締結時点における既存の法令等の変更若しくは廃止又は新たな法令等の新設をいう。
- (50) 「本件工事」とは、各本件対象校における本冷房設備の設置工事を個別に又は総称している。
- (51) 「本件工事費」とは、本冷房設備の設備工事費（消費税等を含む。）を総称している。
- (52) 「本件対象校」とは、別紙 1 記載の小学校、中学校その他の学校をいう（その後の変更を含む）。
- (53) 「本件対象室」とは、本冷房設備を設置する、本件対象校の普通教室、特別支援学習室、通級指導教室、通級準備室、校長室、職員室、ミニ児童会館、教育支援センター諸室等をいう。
- (54) 「本事業」とは、事業契約書等及び PFI 法に基づいて実施する札幌市学校施設冷房設備整備事業をいう。
- (55) 「本冷房設備」とは、本事業において業務の対象となる冷房機器設備、配管設備及びその他の一

<sup>9</sup> 事業者が設計業務を担当する場合は削除する。

<sup>10</sup> 事業者が担当する業務に応じて修正する。

切の設備等をいう。

- (56) 「要求水準」とは、市が本事業の実施にあたり、事業者に履行を求める水準をいう。なお、提案書に記載された提案内容が要求水準書に示された水準を上回る場合は、当該提案内容による水準を適用する。
- (57) 「要求水準書」とは、市が本事業の実施にあたり、事業者に履行を求める要求水準を示す書類をいい、市が令和6年（2024年）10月4日付で公表した札幌市学校施設冷房設備整備事業 要求水準書（公表後の追加及び変更を含む。）及び当該資料に係る質問回答書をいう。

## 別紙4 事業者が付す保険

第26条に定める、事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は以下のとおりとする。

ただし、以下の条件は、充足すべき最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に保証範囲の広い保険を付すことを妨げるものではない。

### 1 設備工事保険

#### (1) 保険名称

設備工事保険又は設備工事保険に相当する保険・共済等

#### (2) 保険内容

施工業務の実施に伴って発生した工事目的物、仮工事及び工事用材料等の物的損害を担保する  
(付帯設備工事、土木工事及び建設工事期間中の調達什器・備品も対象とする)。

#### (3) 付保条件

ア 担保範囲：施工業務

イ 保険期間：本件工事に着工した日から引渡日までの全期間

ウ 保険契約者：事業者又は施工企業

エ 被保険者：事業者、施工企業、施工企業と工事請負契約を締結するすべての企業及び市

オ 保険金額：施工工事費

### 2 請負業者賠償責任保険

#### (1) 保険名称

請負業者賠償責任保険又は請負業者賠償責任保険に相当する保険・共済等

#### (2) 保険内容

施工業務の実施に伴って発生した第三者に対する対人・対物賠償損害を担保する。設備工事保険の特約として損害賠償責任担保特約を付帯することでも差し支えない。

#### (3) 付保条件

ア 担保範囲：施工業務

イ 保険期間：本件工事に着手した日から引渡日までの全期間

ウ 保険契約者：事業者又は施工企業

エ 被保険者：事業者、施工企業、施工企業と工事請負契約を締結するすべての企業及び市

オ 交叉責任担保：被保険者相互間の交叉責任担保条件

## 別紙5 保証書の様式<sup>11</sup>

〔施工企業〕（以下「保証人」という。）は、札幌市学校施設冷房設備整備事業（以下「本事業」という。）に関連して、事業者が札幌市（以下「市」という。）との間で締結した令和●年●月●日付札幌市学校施設冷房設備整備事業に関する事業契約書（以下「本事業契約」という。）に基づいて、事業者が市に対して負担する本保証書第1条の債務につき、事業者と連帶して保証する。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において別途定義された場合を除き、本事業契約において定められる用語と同様の意味を有する。

### 第1条（保証）

保証人は、本事業契約第60条に基づく跡請保証の誓約を提出した場合における跡請保証責任、第61条に基づく契約不適合責任及び第62条に基づく補修責任に基づき事業者が市に対して負う債務（以下「主債務」という。）を、事業者と連帶して保証する。

### 第2条（通知義務）

市は、本保証書の差入日以降において、本事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証書の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

### 第3条（保証債務の履行の請求）

- 1 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から7日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。
- 3 前項の定めにかかわらず、保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である場合には、保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務全額の履行を完了しなければならない。

### 第4条（求償権の行使）

保証人は、本事業契約に基づく事業者の市に対する債務が全て履行されるまで、保証人が本保証書に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

### 第5条（終了及び解約）

- 1 保証人は、本保証書を解約及び撤回することができない。

---

<sup>11</sup> 事業者が施工業務を担当する場合は削除する。

2 本保証書に基づく保証人の義務は、本事業契約に基づく事業者の市に対する債務が全て履行されるか又は消滅した場合、終了するものとする。

第6条（管轄裁判所）

本保証書に関する全ての紛争は、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7条（準拠法）

本保証書は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

令和　年　月　日

保証人：[ ]

代表取締役 [ ]

## 別紙6 サービス対価の算定及び支払方法

サービス対価は以下の項目より構成される。

なお、以下の記載にかかわらず、本事業契約又は要求水準書に定める要求水準が達成されていない場合には、支払額の減額等の措置を講ずる。

### 1 サービス対価の構成

サービス対価は以下の項目から構成される。

- (1) 設計業務に係る費用
- (2) 施工業務に係る費用
- (3) 工事監理業務に係る費用
- (4) 建中金利
- (5) 特別目的会社設立に係る費用
- (6) その他本事業に関して必要な費用
- (7) 上記に係る消費税等

### 2 サービス対価の支払方法等

サービス対価は、第59条に基づく、本冷房設備（本件対象校毎）の所有権移転を受けてから、所有権移転を受けた月ごとに支払う。

支払いについては、所有権移転後、市は事業者から請求を受けた日から30日以内に支払う。

### 3 サービス対価の改定

サービス対価の改定は以下のとおりである。

#### (1) 改定期間

物価変動に伴うサービス対価の改定は、設計・施工期間中（着工時から各年度末の2か月前までの期間）に請求することができる。

#### (2) 対象経費

設計業務費、工事監理業務費を除いた、施工業務費及び共通費など工事施工に必要となる経費とする。

#### (3) 改定方法

##### ア 賃金水準又は物価水準の変動の場合

サービス対価（公租公課を除く。）については、物価変動率を勘案して改定するものとし、改定方法については、令和6年（2024年）10月の「建築費指数統計表 建築費指数（2015年基準）都市別指数（9都市）札幌 建物種類：学校（RC）設備（一般財団法人建設物価調査会）」（以降、建築費指数という。）を用い、着工時期の同指数と比較して1.5%以上の差が生じた場合、生じた差分に応じてサービス対価の改定を行う。

##### イ 特別な要因による主要な工事材料の価格の著しい変動の場合

特別な要因により設計・施工期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じた場合におけるサービス対価の改定については、以下のとおりとする。

- (ア) 市又は事業者は、特別な要因により設計・施工期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、サービス対価の金額が不適当となった場合には、前記アによるほか、サービス対価の変更を相手方に請求することができる。
- (イ) 本イに基づくサービス対価の変更には市建設工事約款第26条第5項、第7項及び第8項を準用するものとし、上記各項における「発注者」、「受注者」、「請負契約」、「請負代金額」は、それぞれ「市」、「事業者」、「本事業契約」、「サービス対価」と読み替える。
- (ウ) 本イに基づくサービス対価の変更には市の「単品スライド条項運用マニュアル」を準用するものとし、必要な読み替えは、市が事業者と協議のうえ定める。その他、市及び事業者は、本イに基づく本件工事費の変更につき、国土交通省の「単品スライド条項運用マニュアル」等の資料を参照するものとし、市の「単品スライド条項運用マニュアル」とこれらの資料との間に矛盾又は相違がある場合には、これらの資料の内容の採否については、市が事業者と協議のうえ定める。

#### ウ 急激なインフレーション・デフレーションの場合

予期することのできない特別の事情により、設計・施工期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じた場合におけるサービス対価の改定については、以下のとおりとする。但し、本ウに基づくサービス対価の改定が行われたことがある場合には、最後の改定から1年を経過するまでは、新たに本ウに基づくサービス対価の改定を行うことはできないものとする。

- (ア) 市又は事業者は、予期することのできない特別の事情により、設計・施工期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、サービス対価が著しく不適当となった場合には、サービス対価の変更を相手方に請求することができる。
- (イ) 本ウに基づくサービス対価の変更には市建設工事約款第26条第6項、第7項及び第8項を準用するものとし、上記各項における「発注者」、「受注者」、「請負契約」、「請負代金額」は、それぞれ「市」、「事業者」、「本事業契約」、「サービス対価」と読み替える。
- (ウ) 本ウに基づくサービス対価の変更においては、前記アの規定を準用する。ただし、前記ア改定率、計算方法のうち「1.5%」とあるのは「1.0%」と読み替えるものとする

#### 4 サービス対価改定の対象外

事業者提案に基づく設計・施工スケジュールにおいて、事業者の責めに帰す事由により令和8年(2026年)6月までに所有権移転予定の本件対象校が令和8年(2026年)7月以降に遅滞する場合及び令和9年(2027年)6月までに所有権移転予定の対象校が令和9年(2027年)7月以降に遅滞する場合は、当該本件対象校についてサービス対価の改定の対象外とする。

ただし、市と事業者の協議のうえ、代替提案などにより、夏季における冷房設備の稼働に影響を与えない市が判断した場合には、この限りではない。

## 別紙7 不可抗力による費用分担

第34条に定める不可抗力による費用分担は以下のとおりとする。

### 1 不可抗力の定義

天災その他自然的又は人為的な事象であって、市及び事業者のいずれにもその責めを帰すことのできない事由（経験ある管理者及び事業者側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は傷害発生の防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）をいう。なお、不可抗力の具体例としては以下のとおり。

#### (1) 天災

地震、津波、噴火、火碎流、落雷、暴風雨、洪水、内水氾濫、土石流、高潮、異常潮位、高波、豪雪、なだれ、異常降雨、土砂崩壊等。ただし、設計基準等が事前に定められたものについては当該基準を超える場合とする。

#### (2) 人為的事象

戦争、戦闘行為、侵略、外敵の行動、テロ、内乱、内戦、反乱、革命、クーデター、騒擾、暴動、労働争議等。

#### (3) その他

放射能汚染、航空機の落下及び衝突、航空機等による圧力波、類焼、類壊、放火、第三者の悪意及び過失、公権力による占拠、解体、撤去、差し押さえ等。

### 2 不可抗力による損失及び損害の範囲

不可抗力による損失及び損害の範囲は以下のとおりとする。

- (1) 事業期間の変更、延期及び短縮に伴うサービス対価（金利及び物価変動を含む。）
- (2) 原因、被害状況調査及び復旧方法検討等に必要な調査研究費用、再調査・設計及び設計変更等に伴う追加費用
- (3) 損害防止費用、損害軽減費用、応急処置費用
- (4) 損壊した設備の損傷・復旧費用、残存物及び土砂等の解体、撤去及び清掃費用、工事用機械及び設備、仮工事、仮設建物等の損傷・復旧費用
- (5) 事業期間の変更に伴う各種契約条件変更及び解除に伴う追加費用（合理的な金融費用、違約金を含む。）
- (6) 事業期間の変更、延期及び短縮に伴う事業者の間接損失及び出費（経常費、営業継続費用等。ただし、事業者の期待利益は除く。）

### 3 不可抗力による追加費用及び損害額の分担

- (1) 各業務に関して発生した不可抗力による追加費用及び損害額（事業者が不可抗力により保険金を受領した場合の当該保険金の額を除く。）については、サービス対価の1%相当額に至るまでは事業者がこれを負担し、1%を超える額については市がこれを負担する。

- (2) 上記(1)の追加費用及び損害額には、本件工事の遅延又は中断、本事業契約の解除に伴う各種追加費用、本冷房設備の損傷復旧費用、仮工事、仮設備、建設用機械設備の損傷・復旧費用、排土費用、残存物撤去費用、除染費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。
- (3) 数次にわたる不可抗力により、上記(1)の追加費用及び損害額が集積した場合は、上記(1)の1%の事業者負担は追加費用及び損害額の累計額に対して適用する。